

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藍住町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼさないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藍住町長

公表日

令和6年9月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、手当を支給する制度である。 児童手当法に基づき認定請求書より、申請情報の登録、認定決定、支払月額の決定、各種通知書の作成を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ①認定請求書による受給者、支給対象児童の資格要件等の確認に関する事務 ②現況届の確認に関する事務 ③地方税関係、住民票関係、年金給付関係等の情報確認に関する事務
③システムの名称	児童手当システム、宛名納付システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者台帳情報ファイル、宛名納付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第81号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8項、別表第81号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条第106、107項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	藍住町福祉課
②所属長の役職名	藍住町福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	藍住町総務企画課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	藍住町福祉課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3114

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月7日	I 1. ②事務の概要	③地方税関係、年金給付関係等の情報確認に関する事務	③地方税関係、住民票関係、年金給付関係等の情報確認に関する事務	事前	
平成28年11月7日	I 2. 特定個人情報ファイル名	宛名ファイル	宛名納付ファイル	事前	
平成28年11月7日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二第74項及び第75項	番号法第19条第7号 別表第二・別表第二における情報提供の根拠第26、30、87の項・別表第二における情報照会の根拠第74、75の項	事前	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年10月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	項目なし	項目追加	事後	
令和6年9月3日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第56項	番号法第9条第1項、別表第81項	事後	
令和6年9月3日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二・別表第二における情報提供の根拠第26、30、87の項 ・別表第二における情報照会の根拠	番号法第19条第8号、別表第81項 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条第106、107項	事後	
令和6年9月3日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求申請先	藍住町総務課 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3111	藍住町総務企画課政策推進室 〒771-1292 徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1 電話088-637-3124	事後	
令和6年9月3日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和1年6月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和6年9月3日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和1年6月1日時点	令和6年8月1日時点	事後	
令和6年9月3日	IVリスク対策 特定個人情報ファイルの取扱	[○]委託しない	[]委託しない	事後	